

東京大学 I R データ室内規

平成 29 年 3 月 15 日

総 長 裁 定

改正 平成 30 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京大学基本組織規則第 13 条第 2 項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学 I R データ室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 室は、東京大学（以下「本学」という。）における I R データ（本学の計画策定や意思決定等を支援するための情報をいう。以下同じ。）の活用を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学内外の情報の収集、分析及び管理
- (2) I R データの学内への提供
- (3) その他 I R データの活用推進に関する業務

(組織)

第 3 条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を統括する。
- 4 副室長及び室員は、本学の教職員のうちから室長が指名する。
- 5 副室長は、室長を補佐する。
- 6 副室長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第 4 条 室の庶務は、関係部署の協力を得て、本部 I R データ課において処理する。

(補則)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この裁定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。